



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

# 規制の事前評価における 競争評価への取組について

---

CPRC第25回公開セミナー・先端政策分析セミナー  
平成23年6月3日

経済取引局調整課長 笠原 宏

## ＜政策評価における規制の事前評価（RIA）の位置付け＞

### 政策評価（平成14年度から実施）

行政機関が、その所掌に係る政策について、適時その政策効果（当該政策に基づく行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から、自ら評価すること。（行政機関が行う政策の評価に関する法律[政策評価法]第3条第1項）

### 事前評価（政策決定前に行う評価）

### 事後評価（政策決定後に行う評価）

国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策について実施（政策評価法第9条第1号）

次の政策を対象として政令で指定



行政機関が定めた基本計画  
及び実施計画に基づき実施

**規制の事前評価（RIA）**（平成16年10月試行的実施開始，平成19年10月本格実施開始）

## ＜規制の事前評価(RIA)の内容と競争評価の位置付け＞

### 規制の事前評価(RIA)

#### ＜趣旨＞

規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであり、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得る。

＜方法＞(具体的な評価項目は、規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日連絡会議了承)で策定)

- ①規制の目的・内容・必要性の分析
- ②規制の費用及び便益の分析
- ③規制の費用と便益の関係の分析
- ④代替案との比較

規制の費用では、次の項目について分析

- ①遵守費用
- ②行政費用
- ③その他の社会的費用

その他の社会的費用の1つとして、競争に対する影響を考慮  
→競争評価

#### ※規制の事前評価の対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す作用等)を新設若しくは廃止し、又は規制の内容の変更等を行うことを目的とする政策

## ＜OECDにおける議論＞

平成17年 OECD理事会において、「規制の質と実施に関するOECDの指導原則」が採択

平成18年～ OECD競争委員会において、RIAを前提として、競争評価の有用性、その手法等について議論

平成19年 OECD競争委員会において、競争評価チェックリスト、規制が競争に及ぼす影響の解説等を含む競争評価ツールキットを作成

平成21年 OECD理事会において、次の内容の競争評価に関する理事会勧告

### 競争評価に関する理事会勧告 (平成21年10月, OECD理事会)

- ・ 政府は、競争評価を実施するための明確で透明性のある基準を開発すべき。
- ・ 競争評価は、最も効率的かつ効果的な方法で、公共政策の見直しに組み込まれるべき。
- ・ 競争評価は、政策立案プロセスの早期の段階に統合されるべき。

## ＜競争評価の実施の取組(1)＞

平成19年10月 規制の事前評価の本格実施

- ・ 政策評価法施行令を改正し、規制を事前評価対象に指定。

平成20年3月 公取委：総務省主催の研修へ講師派遣

平成21年12月 公取委：OECDの競争評価ツールキットを基にした競争評価チェックリストの原案を作成し、各府省に提示

平成22年4月 チェックリストを用いた競争評価の試行的実施を開始（行政評価等プログラム[総務省]及び総務省から各府省への事務連絡）

- ・ 公正取引委員会の協力を得て、規制による競争状況への影響分析について試行的に開始。
- ・ 同試行的実施は、チェックリストを活用して行うこととされた。
- ・ 試行の実施状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施へ移行することとされた。

平成22年6月 公取委：競争評価チェックリスト活用の手引きを総務省を通じて各府省に配布

平成23年3月 公取委：総務省主催の研修において、競争評価の実施について周知

## ＜競争評価の実施の取組(2)＞

### 1 競争評価チェックリストの概要（別添参照）

- 「どの市場の事業者に影響を及ぼすか」のほか、大要次の項目について「はい」又は「いいえ」で回答
- ・ 規制が事業者の数を直接又は間接に制限するか
  - ・ 規制が事業者の競争する手段・活動を制限するか
  - ・ 規制が事業者の競争する意欲を減少させるか（又は競争を回避する意欲を増加させるか）

### 2 競争評価の試行的実施の状況

各府省は、規制の事前評価の実施に当たって、規制の事前評価書を公表することとなる規制案に関して、競争状況への影響の把握・分析に関するチェックリストの記入を行う。

公取委において、競争評価を実施する各府省からの相談対応

平成22年4月から平成23年5月末までに、9府省において規制の事前評価を延べ64件実施(※)

総務省は、各府省が作成した事前評価書を公取委に送付。全ての案件についてチェックリストにより競争評価が実施された。

※公正取引委員会における受領日ベースである。

## <公正取引委員会の取組についての政策評価結果(平成23年3月30日公表)>

### 平成22年度政策評価(平成22年12月ヒアリング及びアンケート調査実施)

各府省政策評価担当者等の大半から、競争評価チェックリスト及び活用の手引きについては、競争評価を実施する上で分かりやすく、有用なものであるとの評価を得たが、主に次のような要望が出された。

- ・ 競争評価の実施に関する説明会を充実させるべき
- ・ チェックリスト活用の手引きにおいては、ケーススタディの事例を増やすべき



### 反映の方向性

- ・ 競争評価の実施に関する説明会については、各府省のニーズに応じて実施の時期及び方法を検討し、定期的を実施するとともに、事例に基づいたケーススタディの充実等を行う。
- ・ チェックリスト活用の手引きについては、具体的な事例の記載を充実させるとともに、全体の分量を適切な量にとどめるなどの見直し
- ・ 競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリストを用いた競争評価をより適切に実施することができるよう、設問について、規制案に応じた評価項目の設定等の見直し、注釈・例示の追加といった措置を採る。

## ＜競争評価に関する今後の方向性＞

- 競争評価は，平成23年度以降，適切な時期に本格的実施へ移行  
→ 競争状況への影響の把握・分析は，総務省が行う点検活動の対象となり，より充実した把握・分析が必要



### 各府省の取組を一層支援する必要

- 競争評価の趣旨・方法についての説明会の開催等による積極的な周知
- 各府省の競争評価結果の分析・検証
- 競争評価チェックリスト及び活用の手引きの改良
- 競争評価チェックリストの活用を含め，競争評価を充実させるための手法の開発